

# 熊本県公報

号外 第46号の5  
平成17年9月30日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 訓 令  
○熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令……………(私学文書課) 1

## 訓 令

### 熊本県訓令第34号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令  
熊本県電子署名規程(平成16年熊本県訓令第37号)の一部を次のように改正する。  
第2条第8号を削る。  
第5条中「鍵情報等管理者」の次に「(以下「鍵情報等管理者」という。)」を加え、「総室・室」を「総室・室・センター」に改める。  
第6条中「鍵情報等行使者」の次に「(次項において「鍵情報等行使者」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。  
2 前項の規定にかかわらず、電子入札システム(熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第2条第10号に規定する電子入札システムをいう。)の利用における鍵情報等行使者は、鍵情報等管理者が指定することができる。

#### 附 則

この訓令は、平成17年9月30日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成17年4月1日から適用する。

